

「24時間子供SOSダイヤル」相談業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 業務名

「24時間子供SOSダイヤル」相談業務

2 業務の目的

本業務は、教育相談体制の充実を図るため、いじめ等の電話相談を24時間体制で行えるよう、電話相談員を配置し、児童（18歳以下の子供をいう。以下同じ）や保護者等の不安や悩みを受け止めることを目的とする。

3 業務の内容

別紙「『24時間子供SOSダイヤル』相談業務委託仕様書」による。

4 積算上限（委託上限額）

11,642,400円（消費税及び地方消費税を含む）以内

- ・この積算上限は、あくまで本プロポーザルにおける企画提案書作成のための積算条件の一つであり、この範囲内で積算することとする。
- ・採用された事業者は、採用された企画提案に基づき業務内容を当センターと調整の上、再度見積書の提出が必要となる。
- ・応募に要する経費は含まない。（提案者の負担とする。）

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 応募資格

次の条件の全てを満たしている業者とする。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び群馬県税を滞納していない者
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 プロポーザル参加表明書の提出

このプロポーザルに参加する事業者は、以下により、「プロポーザル参加表明書」（様式1）を提出する。

- (1) 提出方法 電子メール（電話にて着信確認を行う。）又は持参
- (2) 提出期限 令和8年2月10日（火）午後4時必着
- (3) 提出先 E-mail sodan@edu-g.gsn.ed.jp（電話 0270-26-9217）

群馬県総合教育センター 子ども教育相談係
住所 〒372-0031 群馬県伊勢崎市今泉町1-233-2

8 企画提案に係る質問書

質問がある場合は、「「24時間子供SOSダイヤル」相談業務委託に係る質問書(様式2)」により、質問する。

- (1) 提出方法 電子メール（電話にて着信確認を行う。）
- (2) 提出期限 令和8年2月10日（火）午後4時必着
- (3) 提出先 E-mail sodan@edu-g.gsn.ed.jp（電話 0270-26-9217）
- (4) 質問に対する回答

受け付けた質問の趣旨と回答は、質問者及び「プロポーザル参加表明書」の提出者全員に、電子メール等にて送付する。ただし、軽微な質問については、質問者のみに口頭により回答する場合もある。

9 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり書類を提出すること。

(1) 応募書類

① 企画提案書本体 【正本1部 副本5部】

本実施要領及び仕様書に基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

ア 様式

A3またはA4の用紙を使用し、A3の用紙を使用する場合にはA4の大きさに折って編集すること。記載方法は自由とする。

イ 表紙

企画提案事業者名、代表者名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスを記載のうえ、正本のみ会社の実印を押印すること。

ウ 必須記載事項

○ 業務への取組体制

- ・業務推進体制(報告連絡体制と緊急時の体制を含む)及び業務責任者、その他該当業務に従事する者の役割
- ・業務の実施場所及びセキュリティ管理体制
- ・相談業務の受託実績
- ・相談員の人数、配置
- ・相談員の資質向上の取組
- ・相談員の資格、経験歴、経験年数

○ 報告書様式

- ・仕様書5(6)に規定する提出書類の様式見本

② 見積書(様式任意：A4判)【1部】

宛名は「群馬県総合教育センター所長 西村 琢巳」とし、提案内容に基づき委託業務を実施した場合の参考見積額及び経費の内訳を記載すること。

③ 会社の概要パンフレット【1部】

④ 法人登記簿謄本【1部】

⑤ 直近の決算書【1部】

⑥ 参加表明書(様式1)【1部】

- ⑦ 誓約書(様式3・群馬県暴力団排除条例第7条関係)【1部】
- ⑧ 課税事業者届出書(様式4)【1部】
- ⑨ 滞納がないことを証明する証明書(国税)
※提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ⑩ 滞納がないことを証明する証明書(群馬県税)
※提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ⑪ 上記①～⑩の電子データを保存したCD-R等の記録メディア

(2) 提出方法・提出期限

- ・提出方法 郵送(簡易書留にすること)又は持参
持参の場合は、平日の8：30～17：15に来所する。
- ・提出期限 令和8年2月18日(水)午後4時必着

(3) 提出先

群馬県総合教育センター子ども教育相談係
住所：〒372-0031 群馬県伊勢崎市今泉町1-233-2
電話：0270-26-9217(直通)
E-mail sodan@edu-g.gsn.ed.jp

(4) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上複製を作成することがある。

(5) その他

- ・応募書類の作成・提出に要する経費については、提出者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更できない。
- ・提出者が応募書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、「参加辞退届(様式5)」にて速やかに連絡すること。
- ・期限までに応募書類が提出されなかった場合には、辞退と見なす。

10 審査

(1) 審査方法

県が別に設置する審査委員会が、企画提案書の内容及び事業者からのプレゼンテーションにより審査する。

(2) 審査委員会

審査委員会の開催日時は、別途通知する。また、各事業者は審査委員会に出席する。

(3) 審査項目

- ・業務遂行能力
- ・業務遂行体制
- ・セキュリティ管理体制
- ・経費見積

(4) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計と審査委員の合議により、最優秀提案者を選定する。

(5) 審査結果

令和8年3月31日(火)までに、応募者全てに文書により通知する。

11 選定業者との契約

- (1) 上記10において選定された優先交渉者を事業の委託契約候補者とする。
- (2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県総合教育センターとの交渉で決定する。
- (3) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

12 スケジュール

- (1) 令和8年1月下旬 群馬県Webページで公告、実施要領等の配布開始
- (2) 令和8年2月10日(火)午後4時必着 プロポーザル参加表明書、質問書の提出期限
※詳細は上記7及び上記8のとおり。
- (3) 令和8年2月18日(水)午後4時必着 企画提案書等の提出期限
※詳細は上記9のとおり。
- (4) 令和8年2月下旬～3月上旬 審査
※詳細は上記10のとおり。
- (5) 令和8年3月下旬 選定結果の通知
※詳細は上記10のとおり。

13 その他

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出された一切の書類は、このプロポーザルに関する事務以外の目的では使用しない。
- (3) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- (4) プロポーザル参加表明書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、このプロポーザルへの参加を辞退したものと見なす。
- (5) このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) この業務の委託は、令和8年度当初予算が成立することを前提に進めている。原案どおりに成立しなかつた場合には、この手続きの変更等(中止も含む)を行うことがある。なお、このことに伴い、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について一切負担しない。
- (7) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはしない。